

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づいて建築主が提出する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について本市が実施する性能適合性判定事務の手数料及びその額を定めるため、改正するものであります。



秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項第1号ア中「第11項第1号ア及び第5号ア」を「第11項第3号ア及び第7号ア」に改め、同表第9項第1号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（第11項第1号ア及び第5号アにおいて「調査機関」という。）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。第11項において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第11項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）」に改め、同表第11項各号列記以外の部分を次のように改める。

建築物省エネ法関係手数料

別表第1第11項第5号ア中「調査機関」を「判定機関」に改め、「又は」の次に「建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは」を加え、「第1号ア」を「第3号ア」に改め、同号イ（ア）中「第1号イ（ア）」を「第3号イ（ア）」に改め、同号イ（ウ）a中「第1号イ（イ）a」を「第3号イ（イ）a」に改め、同号イ（ウ）c中「第1号イ（イ）b」を「第3号イ（イ）b」に改め、同号イ（ウ）d中「第1号イ（イ）c」を「第3号イ（イ）c」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第2号ア又はイ」を「第4号ア又はイ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号ア及びイ中「第1号ア又はイ」を「第3号ア又はイ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号ア中「調査機関」を「判定機関」に改め、同号ア（イ）中「第5号イ（ウ）」を「第7号イ（ウ）」に改め、同号ア（イ）b中「（建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同号イ（ア）中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第8条第2号イ及びロ」を「基準省令第10条第2号イ及びロ」に改め、同号イ（イ）a中「基準省令第8条第2号イ及びロ」を「基準省令第10条第2号イ及びロ」に改め、同号

イ（イ）b中「基準省令第8条第1号イ（1）及びロ（1）」を「基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号イ（イ）c中「基準省令第8条第1号イ（2）及びロ（2）」を「基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第10条第1号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分（建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。）

次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき  
23,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき190,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき230,000円

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき  
19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき38,000円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき95,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき140,000円
- e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき180,000円
- f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき230,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき370,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき530,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき650,000円
- e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき770,000円
- f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき870,000円

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき87,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき240,000円

- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。1件につき310,000円
- e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。1件につき370,000円
- f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。1件につき440,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに建築物の非住宅部分を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合において、これらの規定中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（既に適合性の判定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。